

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
令和元年度業務実績評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
評価対象事業年度	年度評価	平成 3 0 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 3 0 ～令和 4 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局障害保健福祉部	担当課、責任者	企画課施設管理室 川久保 重之 室長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 生田 直樹 参事官
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和 2 年 8 月 3 日に独立行政法人評価に関する有識者会議医療・福祉WGにおいて有識者からの意見聴取、法人の長等からのヒアリングを実施した。

4. その他評価に関する重要事項
なし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
		B	B		
評価に至った理由	項目別評価 8 項目のうち、A が 2 項目、B が 5 項目、C が 1 項目であり、そのうち重要度「高」であるものは、A が 2 項目、B が 1 項目ある。全体として評価を引き下げる事象もなかったため、「B」評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	施設入所利用者の高齢化・重症化が進み、利用者本人や家族から地域移行の同意を得ることや受入先事業所を確保することが難しくなっている中で、できるだけ家族の近くで生活したいという利用者本人や家族の希望に応え、3 人について地元の障害者支援施設やグループホーム等への移行を実現している。また、他の施設では受入れが困難な著しい行動障害等を有する者や福祉の支援が必要な矯正施設を退所した知的障害者について受入を拡充し、有期限でモデル的支援を行い、概ね目標通りの期間で地元の障害者支援施設等への移行を実現している。加えて、自治体や知的障害関係施設等での実践に直接役立つ調査・研究を実施しており、調査・結果の成果を普及させるとともに、この成果を活用した援助・助言等に積極的に取り組んでいる点は高く評価できる。 一方で、調査・研究の成果も活用して、全国の知的障害関係施設等を対象とした養成・研修に積極的に取り組んでいるものの、当期の定量目標を達成出来ていないため、研修会・セミナーの内容の見直しや、実習生及びボランティアの募集方法の見直し等により、目標の達成に努めてもらいたい。 なお、全体評価に影響を与える事象等はなく、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	該当なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	養成・研修については、当期の定量目標を達成出来ていないため、研修会・セミナーの内容の見直しや、実習生及びボランティアの募集方法の見直し等により、目標の達成に努めてもらいたい。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	該当なし

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

[illegible]

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
	業務運営の効率化に関する事項	B	B				2－1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
	財務内容の改善に関する事項	B	B				3－1	
Ⅳ．その他の事項								
	その他業務運営に関する重要事項	B	B				4－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	自立支援のための取組【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第1項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高、難易度：高〉 ○施設入所利用者の地域移行の推進 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い。 ・ 加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。 ○著しい行動障害を有する者等への支援 ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
施設入所利用者 数の縮減（計画 値）	第3期中期目 標期間末と比 べ14%縮減	228 人	－	－	－	－	196 人			予算額（千円）	2, 031, 112	1, 991, 521			
施設入所利用者 数の縮減（実績 値）	－	228 人 （第3期中期目 標期間末）	225 人 （3 人） （1. 3%）	205 人 （23 人） （10%）	－	－	－			決算額（千円）	1, 946, 951	1, 886, 536			
達成度	－	－	9. 3%	72%	－	－	－			経常費用（千円）	1, 973, 684	1, 802, 276			
地域移行した者 の数（計画値）	毎年度5人 以上	－	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上	5人以上			経常利益（千円）	31, 873	16, 220			
地域移行した者 の数（実績値）	－	2 人 （平成 29 年度）	2 人	3 人	－	－	－			行政コスト（千円）	683, 054	2, 622, 398			
達成度	－	－	40%	60%	－	－	－			従事人員数	213	197			
地域生活体験実 施日数（計画値）	年間 200 日 以上	－	200 日以上	200 日以上	200 日以上	200 日以上	200 日以上								
地域生活体験実 施日数（実績値）	－	38 日 （平成 29 年度）	401 日	338 日	－	－	－								
達成度	－	－	200%	169%	－	－	－								
各寮における 説明会開催数 （計画値）	毎年度各寮 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上								
各寮における 説明会開催数 （実績値）	－	1 回 （平成 29 年度）	1 回	1 回	－	－	－								
達成度	－	－	100%	100%	－	－	－								
高齢知的障害者 支援の職員研修 会の開催数 （計画値）	毎年度 12 回 以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上								
高齢知的障害者 支援の職員研修 会の開催数 （実績値）	－	12 回 （平成 29 年度）	14 回	14 回	－	－	－								
達成度	－	－	117%	117%	－	－	－								
著しい行動障害 等を有する者の 受入数（計画値）	第4期中期 目標期間中 計 78 人	－	10 人	10 人	－	－	－								

	著しい行動障害等を有する者の受入数（実績値）	－	14 人 （第 3 中期目標期間中計）	10 人	10 人	－	－	－								
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－								
	受入後 3 年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	－	100%	100%	100%	100%	100%								
	受入後 3 年以内に地域移行した割合（実績値）	－	100% （平成 29 年度）	33%	86%	－	－	－								
	達成度	－	－	33%	86%	－	－	－								
	矯正施設退所者の受入数（計画値）	第 4 期中期目標期間中計 35 人	－	7 人	7 人	－	－	－								
	矯正施設退所者の受入数（実績値）	－	19 人 （第 3 中期目標期間中計）	7 人	5 人	－	－	－								
	達成度	－	－	100%	71%	－	－	－								
	受入後 2 年以内に地域移行した割合（計画値）	100%	－	100%	100%	100%	100%	100%								
	受入後 2 年以内に地域移行した割合（実績値）	－	100% （平成 29 年度）	100%	100%	－	－	－								
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	1 自立支援のための取組 障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下	1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組	＜主な定量的指標＞ ・地域移行者数 ・地域生活体験の実施日数 ・保護者懇談会等での説明回数 ・高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数 ・著しい行動障害等	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B ○地域移行への取組については、利用者の平均年齢が 65 歳と高く、年々加齢による機能低下・重症化が進み、また、保護者も高齢なことから施設での終生保護を求める家族に地域移行の同意を得ることが非常に難しくなっている。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ （1）施設入所利用者の地域移行の推進 施設入所利用者の地域移行については、高齢化・重症化が進み、利用者本人や家族の地域移行に関する同意を得ることが難しくなっている。また、認知症の発症、身体の機能低下、親の高齢化（又は死亡）、	

	の事項を実施すること。 （１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14%縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。 〈重要度：高、難易度：高〉 ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設で	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14%縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 〈具体的な取組〉 ア 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。 イ 保護者懇談会等の開催 グループホーム	（１）重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していく。こうした取組により、施設入所利用者数について、第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、14%縮減する。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努める。 〈具体的な取組〉 ア 地域生活体験の実施 のぞみの園のグループホームでの宿泊体験等を通じて、本人の意向の確認、社会的スキルや移行に関しての配慮事項の把握などを行う。 イ 保護者懇談会等の開催 グループホーム	を有する者の受入数 ・ 著しい行動障害等を有する者の地域移行率 ・ 矯正施設を退所した知的障害者の受入数 ・ 矯正施設を退所した知的障害者の地域移行率 ＜その他の指標＞ ・ 地域移行者のフォローアップ件数 ・ 地域移行の取組成果の発信件数 ・ 日中活動の提供数 ・ 法人内研修の開催数 ＜評価の視点＞ ・ モデル的支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を推進しているか。	（１）施設入所利用者の地域移行の推進 令和元年度においては、計 3 人の入所利用者を地域移行させることが出来たが目標（毎年度 5 人以上）を下回った。移行した 3 人の入所利用者の平均年齢については 65 歳、入所年数平均は、41 年 6 か月、障害支援区分は全員 6 であった。 地域移行の取組については、本人及び家族の同意のもとに実施することを原則としてしており、保護者懇談会や入所利用者への面会の機会を利用して、グループホームでの暮らしや出身自治体の受入れ先状況等を説明し、理解を求めた。保護者懇談会は各寮（12 か寮）で 1 回開催（目標：毎年度各寮 1 回以上）し全体では 88 家族、148 人の参加があった。 次に、受入れ先の確保として、出身自治体等の障害者支援施設やグループホームに協力要請をするものの、入所利用者の状態に応じて受入れ先を確保することから、現員の問題（空き状況）の他、特に介護度の高さや医療的ケア等についての対処方法等の理由から受入れに消極的な事業所が増えている。本人の支援方法等については、写真等を盛り込み「〇〇さんの支援について」とした手順書等を情報提供し、必要に応じて担当職員を事業所等に派遣し、丁寧に説明するなどした。 施設利用者の出身市区町村に対して、入所利用者の地域移行について、随時、本人の情報を伝える等、情報交換した。 ・ 移行先自治体等との調整 135 回 11 市 2 区 1 町 ・ 事業所との調整 103 回 地域生活体験（宿泊体験・日中体験）の取組として、移行先の障害者支援施設や当法人のグループホーム、生活介護事業所を利用していたが、本人の思いの確認やニーズの把握をした。 地域生活体験については、延べ 338 日実施し、目標（年間 200 日以上）を上回った。 また、家族に地域生活体験中の実際の様子を見てもらうために訪問いただく等の働きかけを行い、地域移行に対する不安解消や実施内容の理解を促した。 ・ 宿泊体験 17 人 100 日 ・ 日中体験 63 人 238 日 このほか厚生労働省主催の全国障害保健福祉関係主管課長会議の際に、地方自治体に対して国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請した。	また、認知症の発症、身体の機能低下、親の高齢化（又は死亡）、日常的に医療的ケアが必要な者が多く、受入先の確保では介護度の高さや、医療的ケアの対応未整備を理由に受入の困難度が増している。 このような状況の中でも、保護者等 88 家族 148 人に対して働きかけを行い、本人・家族の意思確認で同意を得られた者にたいしては宿泊体験や日中体験（目標 200 日：実績 338 日）等を積極的に行い、地域移行者(地元での生活)5 人の難易度が高い目標に対して 3 人の利用者の地域移行を実現させることができた。加えて、地域移行後についても新しい居住の場に定着できるよう、訪問（14 人）や電話連絡等（127 人 330 回）によるフォローアップにも努めている。 今後は、昨年度働きかけできなかった保護者に対しても、地域移行についての説明をするとともに、地域移行についてのアンケート調査を実施するなど働きかけを強化し、宿泊体験同意(令和元年度末時点 8 名)、移行同意（令和元年度末時点 7 名）をそれぞれ 10 名以上を目標に取り組む。 ○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践することについては、救急救命講習会を毎月原則実施し生活の質の向上や安全安楽な介	受入事業所の待機待ちなどの状況が年々増えている。 このような状況の中で、地域移行者の数は目標（5 人以上）を達成していないが、できるだけ家族の近くで生活したいという利用者本人や家族の希望に応えるために、粘り強く取り組み、令和元年度は前年度よりも 1 人多い 3 人について、地元の障害者支援施設、特別養護老人ホームのほかグループホームへの移行を実現している（達成度 60%）。 また、円滑な地域移行を目指して、グループホーム等を活用した地域生活体験に取り組んでおり、実施日数は 338 日となり、目標（200 日以上）を上回っている（達成度 169%）。加えて、地域移行に対する家族の理解を深めるために、保護者懇談会を各寮で 1 回開催しており、目標（各寮 1 回以上）を達成している（達成度 100%）。 （２）高齢の施設入所利用者に対する支援 リハビリ的な日中活動として「健康増進プログラム」による身体機能低下を予防する取組を行うとともに、診療所と連携し、救急救命講習会を 11 回、介護技術、褥瘡予防、感染予防の職員研修会を各 1 回、合計 14 回開催しており、研修会の開催目標（12 回以上）を上回っている（達成度 117%）。 また、認知症の入所利用者への支援経過等の分析による認知症の早期発見の手立ての検討や高齢の知的障害者への支援の実践事例について検証等を行う研究班を設置し、高齢の知的障害者への支援に関する専門性の向上に努めている。
--	--	---	---	--	--	---	---

	あり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。 ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成 29 年 4 月 1 日現在）の平均年齢は、65.4 歳、平均入所期間は、40.7 年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9 であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。	での暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。 ウ 移行先自治体等との調整 施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 オ 情報提供の実施 のぞみの園の取組状況について、ニュースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。	での暮らし方や出身自治体の受入れ先状況等を説明する保護者懇談会等を開催する。 ウ 移行先自治体等との調整 施設入所利用者の出身市区町村、事業所等に対して、情報交換等の調整を実施する。 エ 地域移行者のフォローアップの実施 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを実施する。 オ 情報提供の実施 のぞみの園の取組状況について、ニュースレター等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供を実施する。		地域移行した入所利用者のフォローアップについては、令和元年度では、① 平成 30 年度に地域移行した者 2 人、② 地域移行後 5 年が経過した者 5 人（平成 25 年度に地域移行した者）、また、上記利用者と同一事業所等で生活している者 7 人、合計 14 人に対して訪問し、本人の様子や変化、家族との関係などについて確認等をした。また、他の移行者を含む 127 人に電話等の連絡を延べ 330 回実施した。 のぞみの園の取組状況については、ニュースレターや地域移行通信等により全国の知的障害者支援施設等へ情報提供した。	護に向けての専門性の高い支援の提供を行った。 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの視察や見学者を受入れ、情報提供を行い普及に努めた。 ○著しい行動障害等を有する者の受入れ要請は年々増加しており、令和元年度末で約 100 人が待機している状況である。男女の比率は 7：3 となっている。こうした状況に因應するため、令和元年度においては、他害、自傷、器物破損行為等により、他機関や事業所において受入れを拒否され、行き先のなくなった支援困難な障害者を 10 人受け入れた。（平成 30 年度は 10 人） 支援方法としては自閉症の特性を踏まえ、ストレスが溜まらないよう環境設定を行うとともに、日中活動を中心に生活のリズムを整えることで穏やかな生活が出来るよう取り組んだ。 地域移行については、7 人を移行させることができたが、うち 1 人については、受入から 3 年を超えての移行となった。また、死亡による退所が 1 人あった。 このほか、他の障害者支援施設等のモデルとなるよう見学を受け入れ、強度行動障害を有する利用者の支援についての講義を行った。更に現任研修として 13 人を受入れ、実	（3）著しい行動障害を有する者等への支援 ア 著しい行動障害等を有する者への支援 著しい行動障害等を有する支援が困難な障害者について、令和元年度は目標（10 人）どおり 10 人を受け入れた（達成度 100%）。 また、各利用者に応じた丁寧なアセスメントを行い、落ち着いて生活できる環境を確保し、個々に適した日中活動や余暇活動を行えるよう支援するとともに、医療との連携等も行っている。これにより、行動障害が改善し、令和元年度は地元の障害者支援施設に移行した 7 人のうち、受入から 3 年以内に移行した者は 6 人となっており、目標（受入後 3 年以内に移行した割合 100%）は達成していない（達成度 86%）ものの、関係機関と連携して、4 年 10 か月で移行を実現している。 イ 矯正施設を退所した知的障害者への支援 矯正施設を退所した知的障害者については、貧困・虐待・暴力・性の問題等があり、知的障害だけでなく、発達障害、精神障害を有するなど複雑で多岐に渡る課題を抱え、支援が困難なケースが多い。 この矯正施設を退所した知的障害者について、令和元年度は目標（7 人）を下回り、5 人を受け入れた（達成度 71%）。 また、事前の情報収集など各利用者に応じた丁寧なアセスメントを行うとともに、余暇活動や金銭管理などの社会生活技術の取得のための支援や関係機関等と連携したチームによる支援を行っている。このほか、罪名から想起されるイメージ
--	---	--	--	--	---	--	--

	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努める。 〈具体的な取組〉 ア ニーズに対応した居住環境の整備 認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対し、心身機能に配慮した生活環境の改善を図る。 イ 効果的な日中活動の提供 高齢知的障害者に対して、機能低下を予防するためにリハビリ等の内容を取り入れた日中活動を提供する。また、意欲や気力の低下を予防するために文化的な活動を取り入れた日中活動を提供する。	（２）高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践しているか。	（２）高齢の施設入所利用者に対する支援 ○高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして平成 28 年度末に医療との連携にて身体機能低下の予防を目的とした「健康増進プログラム」を生活寮において試行開始し、平成 29 年度より本格実施している。令和元年度は文化的日中活動とリハビリの日中活動を利用者一人あたり一月に４回以上を実施し、「健康増進プログラム」はリハビリ的活動として取り入れた。 機能低下の著しい高齢知的障害者等への適切な支援については、診療所との連携により、日常的に看護師による喀痰吸引、経鼻経管や胃瘻等への栄養剤の注入を行う他、救急救命講習会をほぼ毎月実施し、介護技術、褥瘡予防、感染予防の職員研修会（年間各１回）を開催して生活の質の向上や安全安楽な介護に向けての専門性の高い支援の提供を行うとともに、施設内外において研究発表を行い職員の専門性の向上に努めた。 ※高齢知的障害者支援の職員研修会（目標 12 回、実績 14 回） ・救急救命講習会 11 回 （３月は新型コロナウイルス感染防止のため中止） ・介護技術、褥瘡予防、感染予防の職員研修会（各１回） 支援の実践等については、他の障害者支援施設・事業所が活用できるようニュースレターの発行や、障害者支援施設等からの見学者を受入れた。 さらに現任研修として 10 人を受け入れ、支援の実際について学んでもらった。 ○高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践するため、４つ研究班を設置し実践事例の精査検討を行った。 ①高齢者支援グループ 高齢者支援グループであるもくれん寮・なでしこ寮における効果的な排泄支援についての研究（トイレ誘導のタイミング、尿量に応じたオムツやパットの使用）を行った。 ②認知症研究班 平成 30 年度から令和元年度にかけては、認知症と診断された 30 人分の過去 2 年間の DSQIID データを分析し、支援者が認知症を早期発見するための手立てを検討した。点数がつかなかった項目は知的障害のない高齢者における認知症の初期症状と類似するものが多く、知的障害者の認知症を早期発見するための視点としては、動作の緩慢や疲労感、不精さといった変化が感じられた場合は、認知症を疑うことの必要性が示唆された。今後はこれらの項目をアセスメント項目に組み込むことを検討したい。また、５月 25 日、26 日に開催された第 20 回日本認知症ケア学会大会において上記の研究内容について、「知的障害者の認知症の早期発見に向けて－知的障害者用認知症判別尺度	際の支援の現場を実感してもらった。 ○福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の受入れについては、矯正施設に入所しているうちに利用者との面談を行い、アセスメントをとることに加え、対象者から直接話を聞くことで大まかなロードマップを描きながら、関係機関と連携し５人受け入れた。 この５人が矯正施設入所に至った罪名は、窃盗・性犯・器物破損等となっており、障害特性を見ると知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つ複雑で多岐にわたる課題を抱え困難なケースが多かった。また、貧困・虐待・暴力・性の課題等があり、人間関係の構築に困難さや、トラウマやフラッシュバックを抱えているケースもあった。こうした困難なケースに対しても安心して生活できる場の提供から始まり、対人コミュニケーションや地域で生活できるスキルを身に付けられるよう支援した。 地域移行についても矯正施設退所者ということで受入れに消極的な事業所が多かったが、本人の状況を詳細、丁寧に伝え、地域移行に必要な福祉資源を地域の中でいかにして組み立てるべきかを情報共有するなど、根気よく連絡調整に取り組み、５人を地域移行させることができた。 全員が目標どおり入所から	等から移行先の事業所が受入れを躊躇することもあるが、本人の状況を詳細、丁寧に伝えるなどの連絡調整を行い、令和元年度は、グループホームやアパートでの単身生活に移行した全員（５人）が受入から２年以内の移行となっており、目標（受入後２年以内に移行した割合 100％）を達成している（達成度 100％）。 （４）関係機関への情報発信 のぞみの園における実践事例等の効果的な取組をニュースレターにより、関係機関への情報発信を４回実施しているほか、研修会やセミナーを 10 回開催し、その普及にも取り組んでいる。 上記（１）～（４）の評価指標の達成状況や業務実績、難易度が高い項目であることも総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を達成していると認められるとして、「Ｂ」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 保護者への働きかけを強化することにより、地域移行候補者を増やす等して、目標の達成に努めてもらいたい。 ＜その他事項＞ （外部有識者からの主な意見） ・のぞみの園で蓄積されたノウハウ（親、その他の親族へのアプローチ方法等の取組の工夫点等）をパンフレット等にまとめ頒布する等広く周知してほしい。 ・地域移行の際には、受入側に地域課題として取り組むことが求め
--	--	--	---	--	--	--

		ウ 専門性の向上 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。	ウ 専門性の向上 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、職員研修会の機会を設け、のぞみの園職員の高齢知的障害者支援に関する専門性の向上を図る。 (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図る。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努める。 なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について特に法務関係機関と連携・協力を図る。		(DSQIID)の結果からー（発表者:福島支援員）」と題してポスター発表を行い、これを受け講演依頼がある等、見学者の高い関心を引きつけた。 ③高齢者支援事例検討会（機能低下班） 機能低下の著しい高齢知的障害者の転倒等による怪我のリスク軽減のため、楽しみながら出来る日中活動の研究を行っている。令和元年度は人間関係と環境変化に焦点を当てた日中活動について調査・研究を行った。 ④高齢者支援事例検討会（医療的ケア班） 心身の機能低下や医療的ケアが必要な利用者について、医療との連携により、生活の質の向上や安全安楽な介護に向けて介護ロボットを活用している事業所を見学し、有効活用が出来るか検証した。	2年以内の移行であった。 地域移行した入所利用者のフォローアップについては、本人の様子や変化、家族との関係などについて確認した。 また、これまで移行した全員に対して、延べ 502 回の電話等の連絡で生活の状況等の聞き取りを行い、移行後も元利用者が安定した生活を送ることが出来ていることが確認できた。 これらについて難易度が高い取組であることも総合的に勘案し、B 評定とした。 ＜課題と対応＞ なし。	られるので、地元の地域自立支援協議会への働きかけを行ってほしい。
	(3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以	〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過	〈具体的な取組〉 ア 著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援 著しい行動障害等を有する者に対し、日々の支援の過	・ 著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援として拡充を図り、支	(3) 著しい行動障害を有する者等への支援 ア 著しい行動障害等を有する者への支援 他者に対する暴力行為、器物破損行為、自傷行為、拒食、異食行為等の著しい行動障害がある利用者に加え、行動障害がありなおかつ内科的な医療との連携が必要な利用者（体重過多による心臓肥大、糖尿病、高血圧症、睡眠時無呼吸症候群等）も受け入れている。これらの支援困難な障害者は、重度知的障害に加え自閉症を併せ持つ人が多い		

	下、「著しい行動障害を有する者等」という。)について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。 〈重要度：高、難易度：高〉 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。	程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。 イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援 矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入に際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合	程で得られた新たな情報を積み重ね、個々の障害特性の把握に努めるとともに、地域での自立した生活を目指して本人の障害特性にあった適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。 また、精神科医、臨床心理士等と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景を把握し、支援の向上を図る。 イ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援 矯正施設退所者に対し、個々の特性を把握し、本人と職員お互いの関係づくりに取り組むとともに、地域での自立した生活を目指して本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成し、それに基づいた支援を提供する。なお、受入に際しては、関係機関（矯正施設、保護観察所、自治体、地域生活定着支援センター等）で構成する合	援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めているか。	ため、自閉症の障害特性を踏まえたうえで本人のアセスメントを適切に行い、支援プログラムを作成して支援に当たっている。 支援にあたっては、精神科だけではなく利用者によっては内科等の医療機関とも連携している。 のぞみの園ではこれらの有効な支援を行った結果、令和元年度は7人の方が行動障害の改善が見られ退所し、グループホームや施設に移行した。また、利用者の障害特性から、受入に難色を示す事業所が多く、関係機関と連携して受入先確保に取り組んだが、7人のうち、1人については、受入後3年を超えて移行となり、目標（受入後3年以内に地域移行した割合100%）を下回った。また、死亡による退所が1人あった。 令和元年度は10人が入所（年度計画の目標：10人）し、3年以内の移行を目指して個々にあったプログラムを作成して支援を行っている。 イ 矯正施設を退所した知的障害者への支援 矯正施設を退所した利用者は知的障害の他、発達障害や精神疾患を併せ持ち、家族関係、経済基盤が脆弱であることから、その生育歴、犯罪歴などに照らして、入念なアセスメントと手厚い支援体制の構築が必要となる。このため、支援にあたっては当法人のみならず、行政・福祉・医療などの様々な関係機関等との連携・協力を得て、個人ごとの支援チームを作り、チームで支える仕組みも構築し、関係機関とともに取り組んだ。（支援開始後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月を目途に関係者を招集し、対象者の情報共有や地域移行先の選定などについて検討を行った。） 令和元年度は矯正施設退所者5人（うち、女性1人）を受入れた。（年度計画の目標：7人） 個人ごとにアセスメントをし、必要な支援を行った結果、年度内に5人全員が退所し受け入れ後2年以内の移行（グループホーム3人、自宅2人）となり、目標（受入後2年以内に地域移行した割合100%）を達成した。 なお、移行後は関係機関と連携のもと、本人訪問や電話連絡、支援会議等必要なフォローアップを行った。		
--	---	---	---	--	--	--	--

	る。 これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れられる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善	同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。 (5) 評価における指標 - i 地域移行者数を毎年度5人以上とする。 - ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。 - iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。 - iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を毎年度12回以上とする。 - v 著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入	同会議を開催するなど、関係機関との連携を図る。 (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために、関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組む。 (5) 平成31年度における評価指標 - i 地域移行者数を5人以上とする。 - ii 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を延べ200日以上とする。 - iii 保護者懇談会等での説明回数を各寮1回以上とする。 - iv 高齢知的障害者への支援に関する職員研修会の開催数を12回以上とする。 - v 著しい行動障害等を有する者について平成31年度における施設入所利用者の受入れ	- 全国の知的障害者支援施設等で活用できるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組んでいるか。 - 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	(4) 関係機関への情報発信 - 高齢知的障害者、著しい行動障害等を有する者、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者、それぞれの支援について、のぞみの園の実践事例等効果的な取組をニュースレターで発信した。また、研修会やセミナーを開催しサービスモデル等の普及に取り組んだ。 - 講師派遣依頼にも出来る限り対応した。障害者支援施設等からの著しい行動障害等を有する者への支援についての依頼も多く、20件派遣した。		
--	---	--	--	--	---	--	--

	し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。 （４）上記（１）から（３）までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。 （５）評価における指標 自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①地域移行者数を毎年度５人以上とする。（平成 28 年度実績値 5 人） ②地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ 200 日以上とする。（平成 28 年度実績値 194 日）	所利用者の受入れを 78 人まで拡充する。 vi 矯正施設を退所した知的障害者について第 4 期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを 35 人まで拡充する。 vii 著しい行動障害等を有する者について、受け入れてから 3 年以内に地域移行した割合を 100%とする。 viii 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れてから 2 年以内に地域移行した割合を 100%とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・地域移行者のフォローアップ件数を毎年度 80 件以上とする。 ・地域移行の取組成果の発信件数（ニュースレター）を毎年度 1 回以上とする。 ※（２）関連 ・施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月 4 回以上とする。 ・施設入所利用者の生きがいくくりとして、文化的な活動	を 10 人とする。 vi 矯正施設を退所した知的障害者について平成 3 1 年度における施設入所利用者の受入れを 7 人とする。 vii 著しい行動障害等を有する者について、受け入れてから 3 年以内に地域移行した割合を 100%とする。 viii 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れてから 2 年以内に地域移行した割合を 100%とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・地域移行者のフォローアップ件数を毎年度 80 件以上とする。 ・地域移行の取組成果の発信件数（ニュースレター）を 1 回以上とする。 ※（２）関連 ・施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月 4 回以上とする。 ・施設入所利用者の生きがいくくりとして、文化的な活動	＜参考指標＞ ・地域移行のフォローアップ件数 141 件（参考指標：地域移行者のフォローアップ件数を毎年度 80 件以上） （参考指標：地域移行者のフォローアップ件数を毎年度 80 件以上） ・地域移行の取組成果の発信件数 1 回 （参考指標：地域移行の取組成果の発信件数（ニュースレター）を毎年度 1 回以上） ・リハビリ等を考慮した日中活動の提供 一人当たり月 7 回 （参考指標：施設入所利用者の健康づくりとしてリハビリ等を考慮した日中活動の提供数を毎月 4 回以上） ・文化的な活動を取り入れた日中活動の提供 一人当たり月 6 回 （参考指標：施設入所利用者の生きがいくくりとして、文化的な活動を取り入れ		
--	---	--	---	--	--	--

③保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(平成28年度実績値1回)	して、文化的な活動を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。	を取り入れた日中活動の提供数を毎月4回以上とする。		た日中活動の提供数を毎月4回以上)		
④著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを78人まで拡充する。(平成25年度～28年度の実績値11人)	※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上とする。	※(3) 関連 ・職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を4回以上とする。		・職員を対象とした法人内研修 5回実施 (内訳) 行動障害関係 3回実施 矯正関係 2回実施 (参考指標: 職員を対象とした法人内研修会(行動障害関係・矯正関係)の開催数を毎年度4回以上)		
⑤矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間の施設入所利用者の受入れを35人まで拡充する。(平成25年度～28年度の実績値16人)						
⑥著しい行動障害等を有する者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)						
⑦矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから2年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)						

〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。 ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成 28 年度実績値以上を指標とする。 ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成 28 年度実績値を指標とする。 ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第 4 期中							
--	--	--	--	--	--	--	--

	期目標期間の施設 入所利用者数を拡 充するとともに、拡 充を図る指標とし て施設入所利用者 の受入数を指標と して採用する。 ・ 著しい行動障害 を有する者等のモ デル的支援の実践 を測る指標として、 地域移行の割合を 指標として採用す る。						
4. その他参考情報							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	調査・研究【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 2 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
研究会議の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	2 回 （第 3 期中期目標期間平均値）	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上			予算額（千円）	99, 426	101, 424			
研究会議の開催数（実績値）	－	－	2 回	2 回	－	－	－			決算額（千円）	90, 047	90, 546			
達成度	－	－	100%	100%	－	－	－			経常費用（千円）	95, 745	94, 015			
外部研究者等と協働した研究テーマの数（計画値）	毎年度 4 テーマ以上	4 テーマ （第 3 期中期目標期間平均値）	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上	4 テーマ以上			経常利益（千円）	5, 282	11, 284			
外部研究者等と協働した研究テーマの数（実績値）	－	－	7 テーマ	5 テーマ	－	－	－			行政コスト（千円）	92, 168	105, 778			
達成度	－	－	175%	125%	－	－	－			従事人員数	7	8			
HP アクセス件数（計画値）	毎年度 20, 000 件以上	（平成 30 年度から）	20, 000 件	20, 000 件	20, 000 件	20, 000 件	20, 000 件								
HP アクセス件数（実績値）	－	－	29, 392 件	30, 972 件	－	－	－								
達成度	－	－	147%	155%	－	－	－								
各種学会等への成果の発表回数（計画値）	毎年度 22 回以上	21 回 （第 3 期中期目標期間平均値）	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上	22 回以上								

	各種学会等への 成果の発表回数 (実績値)	—	—	34 回	52 回	—	—	—							
	達成度	—	—	155%	236%	—	—	—							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 調査・研究	2 調査・研究	2 調査・研究	＜主な定量的指標＞ ・研究会議の開催数 ・外部研究者等と協働した研究テーマ数 ・ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数 ・各種学会等における成果の発表回数 ＜その他の指標＞ ・研究テーマ数 ・調査研究調整会議の開催数 ・ニュースレター発行部数 ・有償刊行物の作成部数	＜主要な業務実績＞ <			

	践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。	成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。	成果の取りまとめ及び知的障害者支援施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行う。 なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害者支援施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努める。	施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めているか。	ビス（日中サービス支援型共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援、重度訪問介護の訪問先拡大）の実施状況や課題の把握に関するもの、②障害福祉サービスにつながない潜在的な要支援者への障害者総合支援法に基づく協議会のアプローチに関するヒアリング調査、③矯正施設の退所後に福祉的な支援を必要とする知的障害のある女性の実態調査などを行った。 “全国の知的障害者支援施設等の実践につながるもの”として、障害者総合支援法のサービスには以前から位置づけられているサービスであるが実施箇所数の少なかった重度障害者等包括支援について行政関係者と支援関係者のディスカッションを行い、その結果をふまえ、当事者や関係者にわかりやすく利用方法やメリットを伝える普及リーフレットを作成した。		所や日程等の工夫をするとともに、適切な時期に開催できるよう調査・研究の進捗管理を行うことで、目標（2回以上）どおり2回開催（達成度100%）できており、調査・研究の内容の充実に繋がっている。この研究会議での評価を受け、11テーマの調査・研究を実施している。 調査・研究業務の実施に当たっては、「調査・研究調整会議」を開催し、法人内部の各部署と連携し、計画的に進めるとともに、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、個人情報保護などの面にも留意して適正な実施に努めている。 （3）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果については、研究紀要（年1回）を発行し、ニュースレター（年4回）に掲載するなど、普及・活用に取り組んでいる。ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数は30,972件となっており、目標（20,000件以上）を上回っている（達成度155%）。 また、研究成果の発表については、学会発表（6回）や、国立機関や障害福祉関係団体等の研修会での講義・講演（37回）、学会誌及び関係団体の機関誌等における掲載（9回）を合計52回実施し、目標（22回以上）を上回っている（達成度236%）。 上記（1）～（3）の評価指標の達成状況や業務実績を総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるとして、「A」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
	（2）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。 なお、障害福祉	（2）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。 なお、障害福祉施策の推進に資する	（2）調査・研究の内容の充実 調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図る。 なお、障害福祉施策の推進に資する	・調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所と連携・協力を行うことで、充実を図っているか。	（2）調査・研究の内容の充実 ○研究会議を調査・研究の開始前と報告書作成前に2回開催し目標（毎年度2回以上）を達成した。 第1回 令和元年6月27日 第2回 令和2年3月27日は書面評価で実施 全国のサービス事業所の質的な部分の把握は他の研究機関では難しいことから国立のぞみの園の調査に期待をかけられる一方で、「矯正施設退所後の福祉の支援を必要とする女性の実態調査」など個人情報情報を慎重に取り扱う必要があるものについては数量的な調査に限定する必要があるとの助言が有り、研究計画の変更につなげた。 ○国立のぞみの園調査研究調整会議を、調査・研究の開始前と途中、報告書作成前に4回開催し、法人内各部署との連携・協力体制の整		

	施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。	究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性につ	究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受ける。 〈具体的な取組〉 ア 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行い、結果についても助言を受ける。 イ 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、「国立のぞみの園研究会議」の下に「国立のぞみの園調査研究調整会議」を設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の活用方法等について協議を行う。 ウ 調査・研究方法等の倫理的配慮 調査・研究の実施にあたり、その手続きや研究発表の方法に関する倫理面からの妥当性につ	備を図った。 第1回 令和元年6月20日 第2回 令和元年11月5日 第3回 令和2年1月21日 第4回 令和2年3月3日 ○国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を、次年度の分も含め、調査・研究の開始前に4回（うち3回は迅速審査）開催し、審査を受けた。 第1回 令和元年7月2日 （以下3回は迅速審査） 第1回迅速 令和元年5月8日 第2回迅速 令和元年6月25日 第3回迅速 令和元年8月5日		なし。 ＜その他事項＞ （有識者からの主な意見） ・障害福祉サービスの報酬体系が入所施設に厚くなっていて地域移行が進まない要因になっているのではないか、といった分析が求められるのではないか。
--	---	---	---	--	--	---

	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。 〈重要度：高〉 ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。	いて、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。 （３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。 〈具体的な取組〉 ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、	いて、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会」において審議を経る。 （３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害者支援施設等における普及・活用を図る。 〈具体的な取組〉 ア ニュースレターの発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果について、ニュースレターに概要を分かりやすく掲載し、定期的に刊行・配布するとともに、ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 イ 研究紀要の発行及びホームページ掲載 調査・研究の成果を研究紀要として発行するとともに、	・調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会の開催等を通じて情報発信し、全国の知的障害関係施設等における普及・活用が図られるよう取り組んでいるか。	（３）調査・研究の成果の積極的な普及・活用 ○平成 30 年度に行った調査研究成果を研究紀要第 12 号としてまとめ、令和元年 6 月にホームページに掲載した。 また、ホームページに掲載した研究成果へのアクセス件数は 30,972 件となり目標（20,000 件以上）を達成した。 ○各種学会等における成果の発表については、学会発表を 6 回（認知症ケア学会、日本発達障害学会、日本社会福祉学会（3 題）、自閉症カンファレンス）、国立機関や障害福祉関係団体等研修会での講義・講演を 37 回、学会誌及び関係団体機関誌等における掲載を 9 回行い、合計 52 回実施し、目標（22 回以上）を達成した。 ○ニュースレターを 4 回発行し、法人内の実践や調査研究成果の発信（各回 4,000 部）を行った。 4 月「発達障害児・者への支援」 7 月「高齢知的障害者への支援」 10 月「矯正施設を退所した知的障害者への支援」 1 月「強度行動障害者への支援」 ○有償刊行物については、「知的・発達障害者のすこやかシリーズ 1 健康診断」を刊行した。		
--	--	--	--	---	--	--	--

		ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 ウ 有償刊行物の発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。	ホームページに掲載し、広く全国の知的障害者支援施設等への情報発信を行う。 ウ 有償刊行物の発行 全国の知的障害者支援施設等の従事者を対象とした研修会等で利用できるよう、支援方法などをわかりやすくまとめた有償刊行物を発行する。 エ 学会や障害福祉関係団体主催研修会への成果の報告 調査・研究の成果を学会誌や関係団体等の機関誌へ掲載するとともに、関係学会の研究大会のぞみの園が主催する研修会、関係団体が主催する講演会や研修会等において発表することで、普及に努める。				
	(4) 評価における指標 調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の実績平均値2回)	(4) 評価における指標 i 研究会議を毎年度合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を毎年度4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成	(4) 令和元年度における評価指標 i 研究会議を合計2回以上開催する。 ii 外部研究者等と協働した研究を4テーマ以上実施する。 iii ホームページに掲載した研究成	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。			

②外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年度～28年度実績 平均値 3.8 テーマ) ③ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度 20,000 件以上とする。 ④各種学会等における成果の発表回数を毎年度 22 回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値 21.5 回) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 - 調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。 - 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。 - 調査・研究の成果	果のアクセス件数を毎年度 20,000 件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を毎年度 22 回以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 研究テーマを毎年度 7 テーマ以上実施する。 ※（２）関連 - 国立のぞみの園調査研究調整会議を毎年度 4 回以上開催する。 - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を毎年度 1 回以上開催する。 ※（３）関連 - ニュースレターを毎号 4,000 部以上発行する。 - 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を毎年 1 冊以上作成する。	果のアクセス件数を 20,000 件以上とする。 iv 各種学会等における成果の発表回数を 22 回以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 - 研究テーマを 7 テーマ以上実施する。 ※（２）関連 - 国立のぞみの園調査研究調整会議を 4 回以上開催する。 - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会を 1 回以上開催する。 ※（３）関連 - ニュースレターを毎号 4,000 部以上発行する。 - 支援方法などの研究成果を平易にまとめた有償刊行物を 1 冊以上作成する。		〈参考指標〉 - 研究テーマについて、11 テーマの調査・研究を行った。 (参考指標：研究テーマを毎年度 7 テーマ以上実施) - 国立のぞみの園調査研究調整会議開催回数 4 回 (参考指標：毎年度 4 回以上開催) - 国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会開催回数 4 回 (参考指標：毎年度 1 回以上開催) - ニュースレター発行部数 毎号 4,000 部。 (参考指標：ニュースレター毎号 4,000 部以上発行) - 有償刊行物の作成 1 冊刊行した。 (参考指標：支援方法などをまとめた有償刊行物を毎年 1 冊以上作成)		
--	---	--	--	---	--	--

の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。 ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成29年度実績を指標とする。（平成29年9月からカウントしているため、平成29年9月から11月の平均アクセス件数（月1,677件）をもとに水準を設定。） ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－3	養成・研修			
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（Ⅸ－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 3 項	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
研修会・セミナーの開催数（計画値）	毎年度 10 回	－	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回		予算額（千円）	57, 321	51, 272			
研修会・セミナーの開催数（実績値）	－	10 回 （平成 29 年度実績）	11 回	10 回	－	－	－		決算額（千円）	51, 994	47, 427			
達成度	－	－	110%	100%	－	－	－		経常費用（千円）	51, 994	74, 766			
参加者の満足度（計画値）	毎年度 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上		経常利益（千円）	4, 683	2, 840			
参加者の満足度（実績値）	－	69% （第 3 期中期目標期間平均）	56%	54%	－	－	－		行政コスト（千円）	30, 722	87, 117			
達成度	－	－	70%	68%	－	－	－		従事人員数	4	5			
実習生の受入数（計画値）	毎年度 150 人以上	－	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上	150 人以上							
実習生の受入数（実績値）	－	175 人 （第 3 期中期目標期間平均）	147 人	137 人	－	－	－							
達成度	－	－	98%	91%	－	－	－							
ボランティアの受入数（計画値）	毎年度 1, 250 人以上	－	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上	1, 250 人以上							
ボランティアの受入数（実績値）	－	1, 210 人 （第 3 期中期目標期間平均）	954 人	784 人	－	－	－							
達成度	－	－	76%	63%	－	－	－							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	C
	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行うこと。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。 ○評価における指標 養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。 ①研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。(平成29年度実績(見込み)10回)	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 (1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。	3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供する。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害者支援施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設ける。 〈具体的な取組〉 (1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを開催する。	＜主な定量的指標＞ ・研修会・セミナーの開催数 ・研修会・セミナーの参加者の満足度 ・実習生の受入人数 ・ボランティアの受入人数 ＜その他の指標＞ ・現任研修の受入人数 ＜評価の視点＞ ・障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 セミナー・研修については、障害福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマに以下のとおり実施した。 セミナー・研修会を計画どおり10回を開催し目標を達成した。 セミナー・研修会の参加者満足度は平均54%(5段階評価の最上位評価である「満足」の割合)であり、やや満足を含めると平均81%であった。アンケートにおける不満については、現場に従事する方から実践報告について、もっと深くもっと多くの事例を聞いてみたいと意見が多いため、今後開催する研修会等については、	＜評定と根拠＞ 評定 C 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術等をテーマ(高齢知的障害者支援・行動障害等を有する者の支援・矯正施設を退所した知的障害者の支援・発達障害児者への支援)にした研修会・セミナーを10回開催した。(目標値10回:実績10回達成) 研修会・セミナーについては、同時に満足度の評価も対象(目標値80%:実績54%)となっており、無回答を除いた満足度は61%であり、やや満足を加えれば91%との評価をいただいている。また、研修の理解度のアンケートでは「理解できた」「だいたい理解できた」が約95%となっており、理解度が高いことが示されている。 今後は、更に高い満足度が得られるよう講師及び関係者と密に連携し意見交換等を実施し、より良いものを提供することに努めてまいりたい。 また、実習生の受入については、実習懇談会において広く学生に活用す	＜評定に至った理由＞ (1) 養成・研修 ア セミナー・研修の開催等 高齢の知的障害者、著しい行動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者、発達障害児者などをテーマとしたセミナー・研修会を10回開催しており、目標(10回)を達成している(達成度100%)。 これらのセミナー・研修会の満足度については、アンケート調査で一番高い評価の「満足」と回答した者の割合が、目標値(80%以上)を下回り、平均して54%となっている(達成度68%)。 イ 現任研修の実施 高齢の知的障害者、著しい行動障害等を有する者、矯正施設を退所した知的障害者、発達障害児に対する支援技術の習得等、専門性の向上を図るための4つの現任研修については、全体で25人の受入を計画していたが、ニーズを踏まえて37人を受け入れており、支援者の養成に積極的に取り組んでいる。 ウ 実習生の受入 当初、目標(150人以上)を上回る受入を予定(当初161人予定)していたものの、受入を予定していた学生の体調不良等によるキャンセルがあったため、実習生の受入は137人にとどまり、目標(150人以上)を下回っている(達成度91%)。	

②研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 72.6%) ③実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 184 人) ④ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。 ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や				そのような意見を踏まえ内容を精査し、満足度目標値達成に努めたい。 ① 強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修（国研修）を 2 回実施。 ・「令和元年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修 参加者 1 3 9 人 ※ 都道府県からの推薦者 3 人 ・「令和元年度強度行動障害支援者養成研修（実践研修）指導者研修 参加者 1 4 1 人 ※ 都道府県からの推薦者 3 人 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の支援について、職員の専門性を高める基礎研修会を 2 回実施するとともに双方向参加型研修会を 1 回実施。 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会（基礎研修会）」【東京会場】 参加者 7 0 人 ・「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会（基礎研修会）」【大阪会場】 参加者 6 9 人 ・「非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続けるための双方向参加型（実践者）研修会」 参加者 1 2 3 名 ③ 強度行動障害支援について、各地域の実践報告並びに研修における事例発表内容について積極的に意見交換ができるセミナーを 2 回開催。 ・「強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修」 【東京会場】 参加者 5 3 人 ・「強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修」 【京都会場】 参加者 5 3 人 ④ 国立のぞみの園福祉セミナーを 3 回開催。 ・「発達障害と家族支援」～これからの支援を考える～ 参加者 3 2 2 人 ・「認知症の症状がある高齢知的障害者の行動の背景を読み解くためには・・・」 参加者 1 4 1 人 ・「知的障害・発達障害のある方の行動障害に対する支援」～医療・福祉の連携による強度行動障害へのアプローチ～ 参加者 1 6 1 人	るよう担当教員等に依頼し、年度当初 1 6 1 人を予定していたが、学校行事や本人の体調不良等により目標値を下回ってしまった。（目標値 1 5 0 人：実績 1 3 7 人） 次にボランティアの受け入れでは、ホームページや市の広報、企業等への募集を行っているが、台風やコロナウイルス感染予防による受入中止（▲170 人）や、個人（一般）のランティア団体の都合による減少（▲180 人）及び利用者死亡による減少（▲120 人）のため、目標値を達成することができなかった。（目標値 1,250 人：実績 7 8 4 人）このため、今後は、こういった減少を見込んで新たなボランティアの開拓、広範囲かつ頻回の募集を行い、ボランティアの確保に努めてまいりたい。 なお、現任研修では、予定数を超える受入希望があり、関係部署に協力依頼するなど、積極的に受入れることで目標値を大きく上回った。（目標値 2 5 人：実績 3 7 人） 以上のことから、やむを得ない事情等を総合的に勘案し、「C」評定とした。 ＜課題と対応＞ 研修会・セミナーの内容	（2）ボランティアの機会の提供 多くのボランティアの参加を見込んでいた行事が天候不良により中止となったため、ボランティアの受入は 784 人とどまり、目標（1,250 人以上）を下回っている（達成度 76%）。 上記（1）～（2）の評価指標の達成状況や業務実績、目標達成のためには天候や新型コロナウイルス等の外部要因による影響もあることを総合的に勘案してもなお、所期の目標を達成していない指標もあることから、「C」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 研修会・セミナーの内容の見直しや、実習生及びボランティアの募集方法の見直し等により、目標の達成に努めてもらいたい。 ＜その他事項＞ （有識者からの主な意見） ・研修のアンケート結果によれば、研修内容をわかりやすくしたこと、以前から研修受講者が戸惑ったことにより満足度が下がったということだが、今後の研修方針としてレベル分け等も考慮すべきではないか。 ・地域移行のためのセミナーの開催にも取り組んでももらいたい。
---	--	--	--	--	--	---

	重点目標に従って開催することから、平成 29 年度実績（見込み）に基づいて成果が期待できる指標とする。 ・研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。 ・実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。 ・ボランティアの受入れについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標と	イ 現任研修の実施 4 つの研修コース（高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害）を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。	イ 現任研修の実施 4 つの研修コース（高齢知的、行動障害、矯正施設、発達障害）を設定し、知的障害者支援施設等の職員に対して、専門性の向上を図る研修を実施する。		イ 現任研修の実施 全国の知的障害者関係施設職員を対象として、のぞみの園のフィールドを活用し、事業ごとに 4 つのコースを設け支援技術の習得など、専門性の向上を図ることを目的に現任研修を実施した。受入れについては、4 コースで計 2 5 人を予定していたが、各コースとも受入希望が多く関係部署に協力依頼を行い、矯正施設を退所した利用者支援コースを除く 3 コースについては、受入枠を増員し、全体で 3 7 人を受け入れた。受入状況については、次のとおりである。 ・高齢知的障害者支援コース（定員 5 人） 受入実績 1 0 人 ・行動障害者支援コース（定員 1 0 人） 受入実績 1 3 人 ・矯正施設を退所した知的障害者支援コース（定員 5 人） 受入実績 2 人 ・発達障害児支援コース（定員 5 人） 受入実績 1 2 人 <参考指標> ・現任研修の受入数を 2 5 人とする。 受入実績 3 7 人 ウ 実習生の受入 実習については、学校等で習得した知識・技術についてさらに総合的な応用力を身につけさせるため、利用者支援の実践を通して、施設における知的障害者支援の理論と実際を習得させることを目的に実施している。 また、実施にあたっては、目的を達成させるために施設機能や役割、支援対象者のニーズの個別性や信頼関係の築き方、問題解決のための効果的な支援方法等について習得できるよう各学校のシラバスに基づいた実習計画の作成に配慮している。 実習生の受入れについては、年間 1 5 0 人を目標としており、年度当初より約 1 7 0 人の受入れを予定していたが、学校側の都合・学生の体調不良等による理由でキャンセルが発生し受入実績が 1 3 7 人となった。 ・実習生の受入実績	の見直し等による満足度の改善、実習生及びボランティアの募集方法の見直し等により受入数を増加させる等して、目標の達成に努める。	
--	---	--	--	--	--	---	--

する。	(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。 〈評価における指標〉 i 研修会・セミナーの開催数を毎年度 10 回とする。 ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。 iii 実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。 iv ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を毎年度 25 人以上とする。	(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアに実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。 〈平成 31 年度における評価指標〉 i 研修会・セミナーの開催数を 10 回とする。 ii 研修会・セミナーの参加者の満足度を 80%以上とする。 iii 実習生の受入れを 150 人以上とする。 iv ボランティアの受入れを 1,250 人以上とする。 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を 25 人以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	<table><tr><td>① 相談援助実習</td><td>3 校</td><td>8 人</td></tr><tr><td>② 保育実習</td><td>3 2 校</td><td>1 1 7 人</td></tr><tr><td>③ その他</td><td>2 校</td><td>1 2 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>1 3 7 人</td></tr></table> (2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用し、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するため、園内行事の参加の際や市の広報等を活用しボランティアの募集に努めた。 また、近隣の企業等にボランティアの案内を行ったところ問い合わせは数件あったが、新規での獲得はできなかった。 令和元年度においては、毎年実施しているのぞみの園ふれあいフェスティバル前の環境整備（10/12～14）で多くのボランティアを見込んでいたが、台風 19 号の直撃により中止となったこと及び 2 月後半からは新型コロナウイルス感染拡大等による影響から受け入れを中止したことで受入数が 7 8 4 人となり目標値（1,250 人）を達成することができなかった。 ボランティアの受入数については、次のとおりである。 ・ボランティア受入数 <table><tr><td>① 学生（団体）</td><td>7 2 人</td></tr><tr><td>② 学生（個人）</td><td>5 人</td></tr><tr><td>③ 一般（団体）</td><td>2 9 6 人</td></tr><tr><td>④ 一般（個人）</td><td>4 1 1 人</td></tr><tr><td>合 計</td><td>7 8 4 人</td></tr></table> (再掲) 〈参考指標〉 ・現任研修の受入れ数を 25 人以上とする。 ・受入実績 37 人	① 相談援助実習	3 校	8 人	② 保育実習	3 2 校	1 1 7 人	③ その他	2 校	1 2 人	合 計		1 3 7 人	① 学生（団体）	7 2 人	② 学生（個人）	5 人	③ 一般（団体）	2 9 6 人	④ 一般（個人）	4 1 1 人	合 計	7 8 4 人		
① 相談援助実習	3 校	8 人																										
② 保育実習	3 2 校	1 1 7 人																										
③ その他	2 校	1 2 人																										
合 計		1 3 7 人																										
① 学生（団体）	7 2 人																											
② 学生（個人）	5 人																											
③ 一般（団体）	2 9 6 人																											
④ 一般（個人）	4 1 1 人																											
合 計	7 8 4 人																											

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	援助・助言【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項
当該項目の重要度、困難度	〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
援助・助言の件数 （計画値）	毎年度 350 件以上	－	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上	350 件以上			予算額（千円）	12, 906	15, 555			
援助・助言の件数 （実績値）	－	331 件 （第 3 期中期目標期間平均）	459 件	508 件	－	－	－			決算額（千円）	12, 366	15, 658			
達成度	－	－	131%	145%	－	－	－			経常費用（千円）	12, 366	16, 878			
講師派遣件数 （計画値）	毎年度 130 件以上	－	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上	130 件以上			経常利益（千円）	540	▲103			
講師派遣件数 （計画値）	－	134 件 （第 3 期中期目標期間平均）	169 件	154 件	－	－	－			行政コスト（千円）	13, 344	27, 038			
達成度	－	－	130%	118%	－	－	－			従事人員数	2	2			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。 〈重要度：高〉 ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があ	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、	4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組や調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とする。 また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与する。 〈具体的な取組〉 ア 専門性の高い援助・助言の実施 全国の知的障害者支援施設等における自立支援活動に寄与するため、のぞみの園が蓄積したノウハウに基づき、	＜主な定量的指標＞ ・全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数 ・全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、その援助・助言が全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与し、支援の実践に繋がる内容となるよう取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ 援助・助言の実施にあたっては、ホームページ等の広報媒体を活用して、高齢知的障害者の支援を始め、著しい行動障害等を有する知的障害者の支援、矯正施設を退所した知的障害者の支援、発達障害児の支援などについて紹介するとともに、調査・研究の成果や研修・養成に関する実施事業について情報提供した。 また、年4回発行しているニュースレター（毎号約4,000部発行）に全国の障害者支援施設等への援助・助言として記事を掲載するなど、広報活動の充実を図った。 援助・助言の件数は、508件となり、目標（毎年度350件以上）を達成した。 ・電話等 354件（平成30年度 290件） ・講演・講師派遣 154件（平成30年度 169件） 援助・助言の提供に当たっては、より専門的かつ効果的な援助・助言を行うため、園内の関係部と連携を図り、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 講師派遣の件数は、154件となり、目標（毎年度130件以上）を達成した。 また、講演・講師派遣の際は、障害者支援施設等の要請に応じた専門性をもつ職員を講師として派遣した。 なお、支援の方法や地域移行等に関する問い合わせについては、調査・研究の成果である各種有償刊行物も活用して、援助・助言を行った。 援助・助言の実施件数の内訳は以下のとおりであった。 【相談者等の内訳】 障害者支援施設等 164件 都道府県 30件 政令指定都市・中核市 7件 市町村 60件 相談機関 49件 教育関係機関 46件 福祉関係機関 78件 医療関係機関 16件 その他 58件 合 計 508件 （30年度実績 459件） 【相談内容の内訳】 障害者総合支援法 42件	＜評定と根拠＞ 評定 A 障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数及び講師派遣回数は、508件の実績となり目標値（350件以上）を大きく上回った。電話等による相談では、特に強度行動障害者や高齢知的障害者への支援方法等についての問い合わせが多く、当法人の研究による成果や実践から得られた支援方法等について丁寧に助言した。また、高齢知的障害者については、制度改正にともない、共生型サービスや介護保険サービスの利用についても助言した。 相談者の内訳では、障害者支援施設等が最も多く、次いで福祉関係機関（社協、親の会）、市町村、相談機関、教育機関などがあり、強度行動障害及び発達障害を地域で支える事業所等からの相談が多くなっている。 援助・助言の合計508件のうち、講師派遣件数が154件となり目標値（130件以上）を上回った。講演にあたっては、参加者がそれぞれの事業所等において職員に伝達講習などが出来るように、要望に合わせた内容や資料の工夫（関係資料の添付や内容を詳細に記入するなど）に心がけた。	評価	A
					＜評定に至った理由＞ 援助・助言の実施件数については、目標（350件以上）及び前年度の実績（450件）を上回る 508件（達成度145%）となっている。講師派遣の実施件数についても、目標（130件以上）を上回る 154件となっている（達成度118%）。 また、のぞみの園が行う援助・助言が多く、関係機関等から利用されるよう、具体的な支援の実践内容や調査研究の成果などをのぞみの園のホームページやニュースレターに掲載するなど、積極的な広報に努めている。 援助・助言の内容は、著しい行動障害等を有する者や高齢の知的障害者への支援方法のほか、障害者総合支援法に関することや医療と福祉に関することなど多岐にわたっており、園内の関係部署と連携し、要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して援助・助言を行うよう取り組んでいる。 上記の評価指標の達成状況や業務実績、重要度の高い項目であることを総合的に勘案し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められるとして、「A」評定とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。			

	り、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。 ○評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件) ② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。(平成	適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈評価における指標〉 i 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。	適切かつ専門性の高い援助・助言を行う。 イ 研修会等への講師派遣 自治体、知的障害者支援施設等が主催する研修会等への講師の派遣要請に積極的に対応する。 ウ 援助・助言事例の情報発信 援助・助言の事例を集約し、ホームページやニュースレター等を通じて情報発信する。 〈平成 3 1 年度における評価指標〉 i 全国の知的障害者支援施設等に対し行う援助・助言の件数を 350 件以上とする。 ii のぞみの園から全国の知的障害者支援施設等に派遣する講師の派遣件数を 130 件以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	地域移行関係 17 件 高齢知的障害者関係 53 件 行動障害者支援関係 155 件 触法知的障害者支援関係 45 件 発達障害者支援関係 75 件 医療と福祉関係 10 件 就労支援関係 11 件 事業運営関係 8 件 養成及び研修関係 29 件 調査研究関係 6 件 その他 57 件 合 計 508 件 (再掲：30 年度実績 459 件)	相談内容では、障害者本人の支援方法や家族の問題等、地域生活を送る上で困難な事例と思われる内容が多数を占めた。 また、当法人が実施している「強度行動障害者支援」(155 件)、「発達障害者支援」(75 件)、「高齢障害者支援」(53 件)に関して取り組んでいる強度行動障害者等が精神科病院等から退院して地域で支えていくための環境(連携)整備の方法や事業所での構造化の仕組み作り等の助言を行い、発達障害に関しては、児童からの発達支援の必要性、医療との連携について助言を行った。 援助・助言については、1 件ごとに丁寧に対応しているが、内容によっては、経過に沿って継続して関わっている。 電話等による援助・助言件数、講師派遣件数ともに実績値は目標値をを達成していることと、援助・助言において、障害福祉施策の動向や支援困難とされる障害者のより専門的で質の高い支援方法など、内容が多岐にわたることに対して、相談者のニーズに合わせて、より効率的で実践的に進められるよう、工夫して対応できたことから判断して、A 評価とした。 ＜課題と対応＞ なし	
--	---	--	---	----------------------------------	--	--	--

	25 年度～28 年度の実績平均値 130 件) 〈指標の設定及び水準の考え方〉 ・全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。 ・援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
1－5	その他の業務			
業務に関連する政策・施策	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること（IX－1－1）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 4 項	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－	

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度				3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	診療所外来利用者数（計画値）	毎年度 27,000 人以上	－	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上	27,000 人以上			予算額（千円）	821,521	744,363			
	診療所外来利用者数（実績値）	－	26,395 人 （第 3 期中期目標期間平均）	24,207 人	23,552 人	－	－	－			決算額（千円）	750,541	718,476			
	達成度	－	－	90%	87%	－	－	－			経常費用（千円）	782,673	705,357			
	通所支援事業利用率（計画値）	年間 80% 以上	－	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			経常利益（千円）	69,870	50,422			
	通所支援事業利用率（実績値）	－	79% （第 3 期中期目標期間平均）	88%	83%	－	－	－			行政コスト（千円）	371,141	1,037,947			
	達成度	－	－	110%	103%	－	－	－			従事人員数	99	103			
	一般就労への移行者数（計画値）	毎年度 2 人以上	－	2 人以上	2 人以上	2 人以上	2 人以上	2 人以上								
	一般就労への移行者数（実績値）	－	2 人 （第 3 期中期目標期間平均）	1 人	5 人	－	－	－								
	達成度	－	－	50%	250%	－	－	－								
	短期入所（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 2,300 日以上	－	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上	2,300 日以上								
	短期入所（延べ受入）日数（実績値）	－	2,225 日 （第 3 期中期目標期間平均）	2,236 日	1,588 日	－	－	－								

	達成度	－	－	97%	69%	－	－	－							
	日中一時支援（延べ受入）日数（計画値）	毎年度 240 日以上	－	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上	240 日以上							
	日中一時支援（延べ受入）日数（実績値）	－	235 日 （第 3 期中期目標期間平均）	449 日	463 日	－	－	－							
	達成度	－	－	187%	193%	－	－	－							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行うこと。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	5 その他の業務 1 から 4 に附帯する以下の各種業務を行う。	<主な定量的指標> ・診療所外来利用者数 ・通所支援事業の利用率 ・一般就労への移行者数 ・短期入所の延べ受入日数 ・日中一時支援の延べ受入日数 <その他の指標> ・入院病床利用数 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 ・家族支援の実施回数 ・保育所・幼稚園等の訪問件数	<主要な業務実績>		<評価と根拠> 評価 B ○診療所の運営にあたっては、生活支援部と連携し、その利用者にあった日中活動で行える「健康増進プログラム」（平成 29 年度にのぞみの園が開発）を活用し、利用者支援にあたった。 また、地域の知的障害者を対象とした「健康診断」を積極的に実施し、県内外の福祉施設や病院等に案内のリーフレット等を郵送するほか、近隣の 85 施設に直接訪問し、案内・説明を行った。 ○発達障害児者への支援については、精神科医療と福祉的支援の連携を図り、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、保育所や幼稚園等へ訪問し本格的に保育所等訪問支援事業に取り組んだ。 ○就労支援については、一般就労に向けた取組として、就労に必要なスキルを習得するための就労移行支援に留まらず、自立訓練（生	評価 B <評価に至った理由> （１）診療所の運営 診療所においては、施設入所利用者への支援にあたり、定期的な健康診断等を行い、健康管理に努めるとともに、園内の関係部署との連携により「健康増進プログラム」として、寮内での運動を実施し、日中活動の中で機能低下の防止に取り組んでいる。 令和元年度の診療所の外来利用者数は、23,552 人となっており、症状が安定した施設入所利用者に対しては薬の処方期間の延長を行ったことや医師の業務の見直しがあったことなどにより、診療回数を減らしたことから、目標（27,000 人以上）を下回っている（達成度 87％）。 また、地域の知的障害者の健康診断事業の利用件数 120 人以上を目指し、広報活動を行い、127 人の利用があった。 （２）発達障害児・者の支援 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達に課題がある子どもに対して支援を行う「れいんぼ〜」（通所支援事業）の利用率は 83％となっており、目標（80％以上）を上回っている（達成	
	（１）診療所の運営を行うこと。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによる	（１）診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによる Q O	（１）診療所の運営を行う。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによる Q O	<評価の視点> 高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによる Q O L の向上及び著しい行動障害を	（１）診療所の運営 ・診療所について、施設入所利用者の高齢化、重症化等に対応して適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を実施した。 しかしながら、外来利用者数は 23,552 人となり、目標値（27,000 人）を下回った。 外来利用者数は、症状が安定した患者に対して薬の処方期間を延長				

	ＱＯＬの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。 〈具体的な取組〉 ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 - また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。	Ｌの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意する。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努める。 〈具体的な取組〉 ・診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療や健康診断等を行う。 - また、診療所の経営改善に向け、外部有識者を交えた検討会を必要に応じて開催する。	有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意しているか。また、診療所の運営について、経営改善に努めているか。	したこと、また平成３０年度より、診療に当たる医師の業務の見直しを行ったことから、診療回数が減ったため、目標値を下回った。 【外来利用者数】 ・内科 （入所者） 15,764 人（対前年度比 232 人増） （一般 ） 602 人（対前年度比 153 人減） ・精神科 （入所者） 1,091 人（対前年度比 27 人増） （一般 ） 4,105 人（対前年度比 370 人減） ・整形外科 （入所者） 237 人（対前年度比 55 人増） （一般 ） 20 人（対前年度比 17 人減） ・皮膚科 （入所者） 258 人（対前年度比 15 人減） （一般 ） 34 人（対前年度比 4 人増） ・歯科 （入所者） 987 人（対前年度比 265 人減） （一般 ） 454 人（対前年度比 153 人減） （30 年度実績：24,207 件） 入所者の機能低下に対しては、健康増進プログラムの一環として行っている寮内運動を全寮で実施するとともに、定期的に理学療法士が各寮を訪問し状況把握等に努めた。 また、診療所の経営改善に向け、診療所効率的運営に関する会議（8 回）を開催した。 なお、月に 1 回モニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施した。 ○診療件数 23,552 件（対前年比 655 件減） ○診療収入 118 百万円（対前年比 7 百万円減） ○入所者の定期的な健康診断等 ・胸部 X 線健診（年 1 回） ・子宮がん検診（年 1 回） ・乳がん検診（希望者） ・インフルエンザ予防接種（年 1 回） ・高齢者用肺炎球菌予防接種（対象者のみ） ・癌腫瘍マーカー（希望者） ・骨密度測定（希望者） ○入院件数 100 件、退院件数 100 件、在院患者延べ人数は 4,090 人であり、1 日平均入院患者数は 11.2 床となった。長期入院者の改善や後期高齢等に伴う処置により収入増の確保に努めた。	活訓練）利用者についても、就労に向けた取り組みを実施した事により、一般就労に結びつける事ができた。 これまで一般就労となった者（13 人）に対して事業所訪問による本人面談におけるフォローアップを定期的に実施（90 回）し、職場への定着が図られるよう取組んだ。 また、新たな職場開拓として、求人を実施していない企業（7 社）に対しても行い、重度知的障害者への理解を深めるため企業を訪問し障害者雇用について説明を行った。 また、企業訪問（10 社）を行い、職場体験、実習等の協力依頼を行い全ての企業から内諾を得ることができ、2 社（2 名）については、職場実習を実施し、内 1 社（1 名）は就職することができた。 これらのことを総合的に勘案し、B 評価とした。	度 103％）。 家族支援の取組として、発達障害や子育てに関する懇親会やペアレントトレーニングを 44 回実施している。また、保護者同士の支え合いや専門的な情報提供を行うため、心理教育セッション「えすぼわーる」を 22 回開催し、新たな子育ての工夫を考え合う場を提供している。 （３）地域の障害者に対する支援 地域の障害者を対象とした短期入所については、一人当たりの平均利用日数が減少していることにより、目標（2,300 日以上）を下回っている（達成度 69％）。 日中一時支援事業については 4 6 3 日受け入れ、目標（240 日以上）を上回っている（達成度 193％）。 また、就労移行支援事業を実施し、利用者の一般就労への移行を進めており、目標（2 人以上）を上回る、5 人を一般就労につなげている（達成度 250％）。 企業訪問を 10 社行い、全ての企業から職場体験、実習等の協力の内諾を得ることができ、そのうちの 2 社（2 名）において職場実習を実施し、うち 1 社（1 名）は就職し、積極的に取り組んでいる。 上記（１）～（３）の評価指標の達成状況や業務実績を総合的に勘案して、中期計画における所期の目標を達成していると認められるとして、「B」評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> なし。 <その他事項>
--	--	--	---	---	--	--

	（２）発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。	（２）発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。	（２）発達障害児・者の支援を行う。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意する。 〈具体的な取組〉 ア モデル的な支援の実施 精神科医療と福祉的支援の連携を図り、発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うとともに、家族に対する支援にも取り組むこととする。 また、支援にあたっては、関係機関との連携を図ること等により、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、その普及に取り組む。	・発達障害者の支援にあたり、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意しているか。	○健康増進プログラムの一環として理学療法士が、毎月訪問し利用者の状況把握を行い、第１、２、３・四半期は３ヶ月に１回、第４・四半期は１ヶ月に１回会議を開催した。 ○健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上を目指して、健康診断の案内（リーフレット）を 1,270 部発送するとともに、県内の施設や病院等 85 施設を訪問し、健康診断の広報活動を行った。その結果、127 人の健診実施者を得ることができた。 （２）発達障害児・者の支援 ○精神科医療と福祉的支援の連携を図り、必要に応じて心理検査・心理面接等を実施し、家族の子育てへの不安や困り感等に寄り添いつつ発達障害児・者に対し一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行った。 こうした取り組みの結果、「れいんぼ〜」（通所支援事業）の利用率は 83%となり、目標（年間 80%以上）を上回った。 また、関係機関との連携を図ること等により、地域社会で生活環境を整える実践を通して、全国の関係事業所等で活用が出来るサービスモデルを構築し、実習・現任研修・視察・見学の受入れや、講演等によりその普及に取り組んだ。 ○ソーシャルワーカーによる医療福祉相談は、1,419 件、地域関係機関との連携会議 22 件、新患対応は医師の体調不良から 44 件だった。 ○臨床心理士による心理検査・心理面接等の心理的支援は 1,087 件だった。 ○家族支援の取組みを 66 回実施した。家族支援を目的とした発達障害や子育てに関する懇談会やペアレントトレーニングを 44 回実施。これにより、行動特性や支援方法の理解を促すことに努めた。さらに、保護者同士が子育て体験を共有するとともに専門的見地からの情報提供を行うことで、新たな子育ての工夫を考え合う場となるように心理教育セッション「えすぼわ〜る」を 22 回実施した。 ○ソーシャルワーカー・看護師・臨床心理士による精神科ショートケアを 5 月末まで 8 回開催した。 ○保育所等への訪問による助言については、専門的知識・経験を有するスタッフを増やし保育所等を定期的に訪問した。発達障害児一人ひとりの特性や能力を捉えて、集団生活に適應できるように支援方法、環境調整、配慮事項等について援助・助言を行った。その契約件数は 119 件、訪問回数は延べ 511 件だった。		なし。
--	--	--	--	--	---	--	-----

	イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他の必要な支援を行う。	イ 保育所等への訪問による助言 保育所等を訪問し、発達障害児が集団生活に適応できるよう専門的な助言やその他の必要な支援を行う。				
(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。	(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。 (4) 評価における指標 i 診療所外来利用者数を毎年度 27,000 人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ～」で実施している通所支援事業の利用率を年間 80%以上とする。 iii 一般就労への	(3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行う。 〈具体的な取組〉 ・地域の障害者に対し、相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 また、地域の障害者に対し、企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。 (4) 平成31年度における評価指標 i 診療所外来利用者数を 27,000 人以上とする。 ii 児童発達支援センター「れいんぼ～」で実施している通所支援事業の利用率を年間 80%以上とする。 iii 一般就労への移行者数を 2 人以	・地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行っているか。	(3) 地域の障害者に対する支援 ○高崎市及び近隣市町村の知的障害者に対して、短期入所又は、日中一時支援等必要なサービスを提供した。 ○短期入所は年間 1,588 日となり、目標（毎年度 2,300 日以上）を下回った。これは、一人当たりの平均利用日数が減少していることによる。また、日中一時支援は年間 463 日となり、目標（毎年度 240 日以上）を達成した。 ○就労支援について、一般就労への移行者数は、5 人となり、目標（毎年度 2 人以上）を上回った。 一般就労した利用者が利用したサービスは、自立訓練（生活訓練）2 名、就労移行支援 3 名である。 ＜一般就労に向けた取り組みの状況＞ 一般就労に移行した利用者が利用していた福祉サービスは、自立訓練(生活訓練) 2 名、就労移行支援 3 名の合計 5 名であった。 自立訓練(生活訓練)を利用して一般就労した利用者については、製造業(段ボール工場)1 名、食品製造業(まんじゅう製造)1 名の合計 2 名。 就労移行支援サービスを利用して一般就労した利用者は、リサイクル業 1 名、清掃・クリーニング業務(医療機関) 1 名、ビルメンテナンス業 1 名の合計 3 名が一般就労をする事ができた。 自立訓練(生活訓練)から製造業へ就労した人は、自傷行為、家庭内乱暴行為から専門学校を中退し家庭で生活していた。利用開始当初見られていた不適切な行動が軽減したことにより、周囲の理解に加え、家族関係の再構築がなされた結果、就労することができた。 食品製造業へ就労した人は、老人介護施設に就労していたが、短時間雇用の為に、収入増が見込めない事からフルタイムで就労したいとの希望で再就職に向けた支援を実施した。就労先の雇用期間中から年休時等を活用しての利用希望であった為、本サービスの利用となった。就労に向けた活動では、就労期間中に見られた課題点の改善方法や労働時間に合わせた活動等を提供した。 就労移行支援サービスからリサイクル業へ就労した人は、特別支援学校卒業後、約 8 年当法人就労継続支援 B 型を利用した人である。卒業当時は、就労アセスメントにて課題があるとの評価を受けていた		

		移行者数を毎年度 2 人以上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を毎年度 2,300 日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を毎年度 240 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を毎年度 120 人以上とする。 ※（２）関連 ・家族支援の実施回数を毎年度 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を毎年度 120 件以上とする。	上とする。 iv 短期入所の延べ受入日数を 2,300 日以上とする。 v 日中一時支援の延べ受入日数を 240 日以上とする。 〈参考指標〉 ※（１）関連 ・入院病床利用数を一日平均 12 床以上とする。 ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数を 120 人以上とする。 ※（２）関連 ・家族支援の実施回数を 60 回以上とする。 ・保育所・幼稚園等の訪問件数を 120 件以上とする。	が、就労継続支援 B 型での活動を通し、就労に対する体力、姿勢等が身についた。職場開拓に於いて本人に合う業種からの採用計画の情報を得て、本サービスの利用に変更をし、通勤訓練、ビジネスマナーの習得、委託訓練の実施等の就労に向けた訓練を提供し、就労する事ができた。 清掃、クリーニング業へ就労した人は、平成 31 年 3 月特別支援学校を卒業と同時にグループホームでの生活を開始、生活の安定を目的に自立訓練にて生活スキルの向上等の訓練を実施していた。生活の安定したことにより、情緒面の安定も図られた事から就労移行支援サービスに変更をし、就職に向けた訓練を開始すると共にハローワークでの求職活動を通し就労する事ができた。 ビルメンテナンス業へ就労した人は、精神症状が安定せず、継続した通所することが出来なかった為、電話等を活用して、就労に向けたアドバイスを実施した。求職活動は、本人よりクローズで就職したいとの希望があり、同行しての支援は実施せず、適時必要な支援を提供した事で就労する事ができた。その他の取り組みとして、体験実習先を増やすため、企業を訪問し、新たな職種の企業 10 社から、体験実習等の受入れ協力を得ることができた。 〈契約者状況〉 就労移行支援利用者については、年度当初利用契約者数は 6 名、年度末で 6 人の契約状況であり、年間延べ契約者数は 9 人であった。 新規利用契約者 3 名は、当法人就労継続支援 B 型契約者(2 名)、自立訓練(1 名)であり、一般就労への移行を本人、保護者へ提案しサービス変更を行った。新規利用者の受入れ(契約)については、法人のあり方検討委員会の方向性を踏まえ、積極的なアナウンスは実施しなかった。 ＜参考指標＞ ・入院病床利用数 11.2 床 (参考指標：入院病床利用数一日平均 12 床以上) ・健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 127 人 (参考指標：健康診断事業における地域の知的障害者利用件数 120 人以上) ・家族支援の実施回数 66 回 (参考指標：家族支援の実施回数 60 回以上) ・保育所・幼稚園等の訪問件数 511 件 (参考指標：保育所・幼稚園等の訪問件数 120 件上)		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費、事業費等の経費 (計画値)	中期目標期間最終年度	(1, 298 百万円)	1, 298 百万円	－	－	－	－	
	一般管理費、事業費等の経費 (実績値)	－	－	1, 110 百万円	833 百万円	－	－	－	
	削減率	中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）の額を初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減	－	14. 5%	25. 0%	－	－	－	
	達成度	－	－	145%	250%	－	－	－	
	常勤職員数（計画値）	中期目標期間最終年度	193 人	192 人	192 人	－	－	177 人	
	常勤職員数（実績値）	－	－	192 人	188 人	－	－	－	
	削減率（実績値）	常勤職員数を第三期中期目標終了時（平成 31 年 3 月 31 日）と比較して 8 %縮減	－	0. 5%	2. 6%	－	－	－	
	達成度	－	－	6. 3%	32. 5%	－	－	－	
	資産利用検討委員会の開催数（計画値）	毎年度 3 回以上	3 回 (第 3 期中期目標期間平均)	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	
	資産利用検討委員会の開催数（実績値）	－	－	3 回	4 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	133%	－	－	－	
	競争性のある契約の比率（計画値）	毎年度 87%以上	87% (第 3 期中期目標期間平均)	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	87%以上	
	競争性のある契約の比率（実績値）	－	－	92. 3%	90. 5%	－	－	－	
	達成度	－	－	106. 1%	104. 0%	－	－	－	
	契約監視委員会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	1. 8 回 (第 3 期中期目標期間平均)	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	

	契約監視委員会の開催数 (実績値)	－	－	1 回	1 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第 29 条第2 項第3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費及び事業費等の経費の節減 ・常勤職員数の縮減 ・資産利用検討委員会の開催数 ・競争性のある契約の比率 ・契約監視委員会の開催数 ＜その他の指標＞ ・診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。） ・のぞみふれあいフェスティバルの参加者数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 常勤職員については、利用者数の減少などに応じて年度計画どおり縮減した。 物件費では、サービスの質を維持しつつ見直しに努めている。また、入札案件については競争性の高い契約方式で実施し、競争性のある契約割合は 90.5%で目標を上回る水準で維持できた。 以上のことから B 評定とした。 ＜課題と対応＞ なし	評定 B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。	
	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。 （1）効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し 提供するサービスの質を確保しつ	＜評価の視点＞ 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直しを行い、提供するサービスの質を確保し、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。	・常勤職員数については、平成 31 年度期首の 192 人を年度計画どおり 188 人にした。 - 縮減率：2.6% ・国家公務員に準じて給与規定を改正することにより、引き続き給与水準の適正化を図った。 - 職員の給与水準（令和元年度ラスパイレス指数）97.4%				

	つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減すること。なお、	つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減する。	つ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減する。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。 （２）業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成 34 年度）の額を、初年度（平成 30 年度）と比べて 10%以上節減する。	・平成 26 年 4 月に国家公務員に準じた人事評価制度（能力評価と業績評価からなる）を制定し、平成 28 年 10 月より、幹部職員において勤務成績を業績給へ反映させている。	・一般管理費及び事業費等の経費の節減では、令和元年度は、初年度（平成 30 年度）1,110 百万円と比較して、実績値は 833 百万円であり、277 百万円の減となった。これは、工事関係の入札の不調や寮舎改修の工期の遅れなどにより、令和元年度内の執行が次年度になったこと等が要因である。 また、物件費では、消耗品や事務用品、施設管理業務などの契約の見直しを行うなど、経費の節減に努めた。	
--	---	--	--	---	--	--

	総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）評価における指標 ・常勤職員数を第３期中期目標終了時（平成 30 年 3 月 31 日）と比較して、8 %縮減する。	〈具体的な取組〉 ア 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、のぞみの園が策定した「調達等合理化計画」等に基づく調達等の合理化に取り組む。 イ 運営費交付金以外の収入の確保 診療所等、既存事業の効率的な運営により、事業収入の増加を図る。 また、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 （３）平成 3 1 年度における評価指標 ・常勤職員数を施設利用者数の減少見込みと合わせ 0.7 %縮減する。				
	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図る。	・既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営が図られているか。	・資産利用検討委員会を 4 回開催（目標：毎年度 3 回以上）し、今後の事業運営を踏まえ、老朽化している建物の利活用や、それに伴う改修の検討を行った。 なお、精神科ショートケア室をはばたき・ひなた寮日中活動の場所として活用、相談支援課を事業企画部へ移転などを行った。 【令和元年度資産利用検討委員会開催状況】 ・老朽化した建物検討会及び資産利用検討委員会		

	こと。 〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈評価における指標〉 ・ 資産利用検討委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 〈参考指標〉 ・ 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を毎年度5,900人以上とする。 ・ 地域住民との交流の場である「のぞ	〈具体的な取組〉 ア 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。 イ 地域の社会資源・公共財としての活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。また、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として施設・設備等を開放するなど、一層の利用促進を図る。 〈平成31年度における評価指標〉 ・ 資産利用検討委員会の開催数を3回以上とする。 〈参考指標〉 ・ 診療所外来利用者数（施設入所利用者除く。）を5,900人以上とする。 ・ 地域住民との交流の場である「のぞ	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	平成31年4月26日 令和元年5月20日 令和元年7月1日 令和2年2月18日 診療所の機能を活用し、地域医療への貢献として、地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来受診を実施した。 また、外来患者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッション「えすぼわ〜る」のグループ区分の充実を図り、年間22回実施した。 さらに、精神科外来では、発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有することにより、地域全体での包括的な支援を図った。		
--	---	--	----------------------------------	---	--	--

	みふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を毎年度2,000人以上とする。	みふれあいフェスティバル」の外部からの参加者数を2,000人以上とする。		1,073 人 (参考指標：参加者数 2,000 人以上)	
3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。	3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進する。	・契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進しているか。	・競争性のある契約、契約監視委員会については、「調達等合理化計画」等に基づき実施した。令和元年度においては、契約監視委員会を6月に開催（目標：毎年度1回以上）し、点検・見直しを行い、その結果はホームページに掲載し公表した。また、追加の新規案件については、調達等合理化検討会を開催し、審議結果については契約監視委員会に報告し了承を得た。 ・競争性や透明性の確保を図る観点から一般競争入札等を積極的に行った。なお、競争性のない契約については、18件中16件が公共料金（上下水道料金・ガス料金）であり、残り2件も、官報公告と不正通信監視サービス（サイバーセキュリティ基本法に基づき設置）である。 全37件の契約の中で、上記公共料金の契約件数16件を除いた、全21件の契約のうち、競争性のない契約は2件であり、競争性のある契約の実績値は、90.5%であり、目標（毎年度87%以上）を上回った。 競争性のある契約 19 件 競争性のない契約 2 件 合計 21 件	
①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。			
②毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。	② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。	② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表する。			
③外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。	③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。	③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。			
	〈評価における指標〉 ・競争性のある契約の比率を87%以上	〈平成31年度における評価指標〉 ・競争性のある契約の比率を87%以上			

		とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を毎年度 1 回以上とする。	とする。 ・契約の適正な実施について点検を受けるための契約監視委員会の開催数を 1 回以上とする。				
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	総事業費に占める自己収入比率（計画値）	中期目標期間中、総事業費に占める自己収入の比率を50%以上	56% （第3期中期目標期間平均）	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
	総事業費に占める自己収入比率（実績値）	－	－	57%	58%	－	－	－	
	達成度	－	－	114%	115%	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	第3 財務内容の改善に関する事項 財務内容の改善に向けて以下のように取り組む。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己	<主な定量的指標> ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、自己収入比率を50%以上にし、中期計画の予算内の健全な運営を行っているか。	<主要な業務実績> ・令和元年度における総事業費（退職手当を除く）に占める自己収入の比率は、58%となり目標（50%以上）を上回った。これは、有期限入所者の受け入れやその他の事業運営について、概ね計画通りに実施できたことが主な要因である。また、予算に従ってセグメント毎の収支計画を作成し、事業運営に取り組んだことから、借入金等の発生もなく事業を実施することができた。なお、運営費交付金の収益化については、業務の進行に応じて収益化する業務達成	<評定と根拠> 評定：B 総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回ることができたので、B評定とした。 <課題と対応> なし	評定	B
							<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> なし。 <その他事項> なし。	

	収入の比率を、50%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。	収入の比率を、50%以上にする。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。	収入の比率を、50%以上にする。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行う。		基準を採用している。 令和元年度総事業費（退職手当を除く）2,914 百万円 自己収入 1,684 百万円（58%）		
--	---	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

○ 目的積立金等の状況は次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成30年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	123	220	—	—	—
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	44	103	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	1,463	1,430	—	—	—
うち年度末残高(b)	44	103	—	—	—
当期運営費交付金残存率(b÷a)	3%	7%	—	—	—

注：単位未満については、四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制委員会開催数（計画値）	毎年度 3 回以上	－	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	3 回以上	
	内部統制委員会開催数（実績値）	－	3. 6 回 （第 3 期中期目標期間平均）	3 回	3 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－	
	モニタリング評価会議の開催数（計画値）	毎年度 4 回以上	－	4 回以上	4 回以上	4 回以上	4 回以上	4 回以上	
	モニタリング評価会議の開催数（実績値）	－	4 回 （第 3 期中期目標期間平均）	4 回	4 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－	
	事故防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
	事故防止対策委員会の開催数（実績値）	－	11. 2 回 （第 3 期中期目標期間平均）	14 回	13 回	－	－	－	
	達成度	－	－	117%	108%	－	－	－	
	虐待防止対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 12 回以上	－	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	12 回以上	
	虐待防止対策委員会の開催数（実績値）	－	12. 8 回 （第 3 期中期目標期間平均）	16 回	14 回	－	－	－	
	達成度	－	－	133%	117%	－	－	－	
	感染症対策委員会の開催数（計画値）	毎年度 2 回以上	－	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	
	感染症対策委員会の開催数（実績値）	－	2. 6 回 （第 3 期中期目標期間平均）	2 回	4 回	－	－	－	

	達成度	－	－	100%	200%	－	－	－	
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
	情報セキュリティ職員研修会の開催数（実績値）	－	2 回 （平成 29 年度実績）	3 回	3 回	－	－	－	
	達成度	－	－	300%	300%	－	－	－	
	内部監査の実施回数（計画値）	毎年度 1 回以上	－	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
	内部監査の実施回数（実績値）	－	1 回 （第 3 期中期目標期間平均）	1 回	1 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	100%	－	－	－	
	運営懇談会の開催回数（計画値）	毎年度 2 回以上	－	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	
	運営懇談会の開催回数（実績値）	－	2 回 （第 3 期中期目標期間平均）	2 回	1 回	－	－	－	
	達成度	－	－	100%	50%	－	－	－	
	第三者評価機関による評価（計画値）	3 年に一度実施	3 年に一度実施	実施	－	－	実施予定	－	
	第三者評価機関による評価（実績値）	－	前回は 27 年度に実施	実施	－	－	－	－	
	達成度	－	－	－	－	－	－	－	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第 6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第 4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	第 4 その他業務運営に関する重要事項 その他業務運営に関して以下のように取り組む。	＜主な定量的指標＞ ・内部統制委員会の開催数 ・モニタリング評価会議の開催数 ・事故防止対策委員会の開催数 ・虐待防止対策委員会の開催数 ・感染症対策委員会の開催数 ・情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B 内部統制委員会を 3 回開催し、重要案件を審議する委員会等から、審議状況や内部統制の基本的要素の実施状況について報告があった。 また、モニタリング評価会議やリスク回避等に向けた取り組みについても計画通り実施できた。 情報セキュリティに関しては計画通りの取組を行っ	評定	B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。

	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉	1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査する。 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図る。 〈具体的な取組〉	・内部監査の実施回数 ・運営懇談会の開催回数 ・第三者評価機関による評価の実施 ＜その他の指標＞ ・委員会に招聘する外部委員数 ＜評価の視点＞ ・施設整備や改修については、必要性や経費の水準等について十分に精査しているか。 ・内部統制強化の取組については、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図っているか。	1 施設整備や改修等 該当なし。 2 内部統制強化への取組	た。 施設利用者の基本的人権を守り、安全を確保するため、また法人としてのリスク回避・軽減を図るため、①施設利用者の事故防止対策 ②虐待防止対策 ③感染症予防や防災対策等に努めた。各対策委員会において計画どおり実施できた。 以上のことから、B 評価とした。 ＜課題と対応＞ なし。	
--	--	--	--	---	---	---	--

		ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	ア 内部統制の体制 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、内部統制委員会を開催するなど、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 イ 業務の進行管理 各業務部門ごとに業務目標を設定するとともに、継続的に業務をモニタリングし、業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ウ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策、防犯対策等について組織的な取組を進める。	ア 内部統制の体制 令和元年度は内部統制委員会を3回開催（目標：毎年度3回以上）し、内部統制の推進体制を有効に機能させるため、次の取組について報告を行い、審議・検討を行った。 1）業務運営や利用者の健康・生命・生活等にかかる重要案件を審議する観点から選定した14の委員会から、活動状況及び審議内容について報告した。 2）内部統制の6つの基本要素（①統制環境②リスク評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICTへの対応）の各部における実施状況について監査を実施し、その結果について報告した。 3）ハラスメント防止への取組、働き方改革への対応等について報告した。 イ 業務の進行管理 各部より選出されたモニター（係長相当8名）による業務遂行状況について継続的にモニタリングを行った。 また、モニターと役員及び各局管理者による「モニタリング評価会議」を年4回開催（目標：毎年度4回以上）した。 この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき業務の進行管理を行うとともに、評価結果等については園内LANを活用して広く職員に周知した。 【モニタリングの実施】 ・第1回平成31年4月23日（30年度総括及び31年度計画の決定） ・第2回令和元年7月30日（第1四半期分） ・第3回令和元年10月29日（第2四半期分） ・第4回令和2年1月28日（第3四半期分） ウ リスク回避・軽減への取組 事故防止対策委員会を13回開催（うち臨時1回）し（目標：毎年度12回以上）、事故の検証を行うとともに再発防止に向けた環境調整や支援方法の見直しを行った。 虐待防止対策委員会を14回開催（うち臨時2回）し（目標：毎年度12回以上）、利用者支援にあたる現場での身体拘束等の状況報告、支援に悩む事例への対応の在り方について等、小委員会を通して意見交換を行い、利用者の人権に配慮した支援の在り方等について現場での取組に繋げた。 感染症対策として、インフルエンザに係る委員会1回、ノロウイルスに係る委員会1回、臨時で新型コロナウイルスに係る委員		
--	--	---	---	---	--	--

				会 2 回、年 4 回の感染症対策委員会を開催（目標：毎年度 2 回以上）し施設内の感染症対策を図った。特に、診療所の玄関・外来・病棟入口・各病室入口では手指消毒剤を設置し、外来者には検温や手指消毒剤を励行し、新型コロナウイルス感染予防として一時的に面会者は全て禁止するなど感染症防止対策の強化した。 また、インフルエンザに関して流行時期を踏まえ感染症防止対策委員会を開催し、特に流行期には標準予防策（手洗い、うがい、マスク着用）の徹底を職員に促した。利用者については、年間 19 名の感染者があったが、感染拡大を予防するため該当寮の活動を自粛したことや早期治療を行ったことで重症化を防止することが出来た。 なお、ノロウイルス感染症の発生はなかった。 防災対策として、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を 10 月に開催した。内容は、大地震における火災・停電を想定し、避難訓練を行った。あわせて、高崎市中央消防署の協力を得て煙や起震車の体験、初期消火や担架搬送訓練を実施した。また、園外グループホームにおいては、年 3 回の避難訓練を実施し、消火訓練の他、風水害や土砂災害時の避難方法の確認も併せて行った。 防犯対策として、緊急連絡網の掲示、防犯カメラの点検、夜間における通行規制を継続実施するとともに、地域で開催される防犯研修会や区長会に積極的に参加し、情報収集に努めた。		
	エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化	エ 業務内容の情報開示等 のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。 オ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化	エ 業務内容の情報開示等 ホームページにおいて財務諸表等の財務情報、年度計画や事業報告、監事監査や内部監査の結果等について適切に情報開示等を行った。 オ 内部監査の実施 内部監査について、令和元年度内部監査計画に基づき、以下の重点事項に基づきチェックリストを作成し、ヒアリング及び実地監査を行った。 【令和元年度重点事項】			

	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。	等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 〈評価における指標〉 i 内部統制委員会の開催数を毎年度3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を毎年度4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を毎年度12回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を毎年度2回以上とする。	等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。 〈平成31年度における評価指標〉 i 内部統制委員会の開催数を3回以上とする。 ii モニタリング評価会議の開催数を4回以上とする。 iii 事故防止対策委員会の開催数を12回以上とする。 iv 虐待防止対策委員会の開催数を12回以上とする。 v 感染症対策委員会の開催数を2回以上とする。	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	・支援・介護マニュアル集に基づく支援・介護、与薬ルールの実施状況の確認 ・個人情報の管理状況 ・情報セキュリティ対策の運用状況 ・法人文書の管理状況 ・物品の管理状況 ・利用者所持金の管理状況 ・出納員における現金管理状況 ・内部統制に関する基本的な取り組み状況 また、監査結果については、令和元年12月19日に開催の第2回内部統制委員会（理事長が委員長）で報告し、当法人ホームページに報告書を掲載した。		
	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。	3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。	・情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備し、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。	3 情報セキュリティ対策 ① のぞみの園において策定した情報セキュリティポリシー等について、その運用の周知徹底を図るため、新任職員及び全役職員を対象とする集合研修を3回行った。（目標：毎年度1回以上） 平成31年4月11日実施 新任職員7名 令和元年9月4日実施 受講者 55名 令和元年10月8日実施 受講者 67名 ② 内部監査については、令和元年8月から12月にかけて、総		

	4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	き、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈評価における指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を毎年度1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を毎年度1回以上とする。 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保すると	き、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 〈具体的な取組〉 ・情報セキュリティ対策の水準の向上を図るため毎年度職員研修会を開催するとともに関連の内部監査を実施する。 〈平成31年度における評価指標〉 ・ 情報セキュリティ対策の職員研修会の開催数を1回以上とする。 ・ 内部監査の実施回数を1回以上とする。 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保すると	・ 各数値目標について、所期の目標を達成しているか。 ・ 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けているか。	務部以下すべての部において、情報セキュリティ対策の運用状況について監査を実施（目標：毎年度1回以上）した。 ③ 情報セキュリティ分野における最新の動向を把握するため内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、厚生労働省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)主催の集合研修に参加し、情報収集を行った。 ④ 業務委託業者のうち、情報システムを用いて個人情報を取り扱う3社について、実地検査を実施した。		
--	--	--	--	---	--	--	--

		ともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。	ともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施する。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努める。 〈具体的な取組〉 ア 運営懇談会の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域の代表者、保護者等から構成される会議を開催する。		ア 運営懇談会の開催 のぞみの園の業務全般について、第三者の立場からご意見をいただく機会の場合として、のぞみの園がある高崎地域の様々な分野の委員から構成される運営懇談会を設けている。福祉や医療のほか司法関係者や、行政の方、自治会の方、保護者会の方などにご参加いただき開催している。 令和元年度においては、第1回を10月に開催し、業務運営状況等についての説明のほか、各委員より意見を聴取した。 また、第2回を3月に計画していたが、新型コロナウイルス感染防止により各委員へ報告として資料を送付した。 会議開催内容は、次のとおりであり、議論の要旨については、当法人ホームページに掲載した。 (1) 第1回 令和元年10月2日 【議題】 ①施設入所利用者の概況について ②独立行政法人評価に関する有識者会議について ・平成30事業年度業務実績評価結果 ③国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応について ③達障害者支援に関する取組について (2) 第2回 令和2年3月の計画を見送り 【議題】 ①入所利用者の状況 ②国立のぞみの園在り方検討会報告書への対応 ・モデル事業の在り方 ・附帯事業の在り方 ・業務運営の効率化 ③国立のぞみの園の予算状況 ④事故等の報告について ⑤コロナウィルス感染症への対応 ⑥国立のぞみの園診療所の運営状況	
--	--	--	--	--	---	--

		イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価を３年に１度実施する。 〈評価における指標〉 ・運営懇談会の開催回数を毎年度２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 苦情解決・要望等受付実績報告会（毎年度２人） 虐待防止対策委員会（毎年度３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足	イ 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による３年に１度の評価を実施する。 〈平成３１年度における評価指標〉 ・運営懇談会の開催回数を２回以上とする。 〈参考指標〉 ・委員会に招聘する外部委員数 苦情解決・要望等受付実績報告会（２人） 虐待防止対策委員会（３人） 第５ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第６ 短期借入金の限度額 １ 限度額 ３１０ 百万円 ２ 想定される理由 （１）運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足	・各数値目標について、所期の目標を達成しているか。	イ 第三者評価機関による評価 平成３０年度実施。 ＜参考指標＞ 委員会に招聘する外部委員数 ・苦情解決・要望等受付実績報告会 １人 ・虐待防止対策委員会 ２人 （参考指標：・委員会に招聘する外部委員数（苦情解決・要望等受付実績報告会（２人）虐待防止対策委員会（３人））） ・短期借入金について 短期借入金は生じていない。		
--	--	---	---	----------------------------------	---	--	--

	に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当 第10 その他主務省令で定める業務運	に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。 第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第9 剰余金の使途 1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流 2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入 3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み 4 退職手当（依願退職等）への充当 第10 その他主務省令で定める業務運	・不要財産の処分について ＜固定資産の減損について＞ 1. 減損を認識した固定資産に関する事項 (1) 減損を認識した固定資産の概要 用途：利用者用プール 種類：建物、構築物 帳簿価額：減損処理前 51,927,444 円 減損処理後 23 円 (2) 減損の認識に至った経緯 入所利用者の高齢化、監視体制の人員不足、施設の老朽化 により廃止 ・重要な財産を譲渡、又は担保に供すること 該当なし ・剰余金 該当なし			
--	---	---	---	--	--	--

	営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 期末(34 年度末)の常勤職員数を期首(30 年度当初)の92%とする。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 193 名 期末の常勤職員数の見込み 177 名 (参考2) 中期目標期間中の 人件費総額 中期目標期間中の 人件費総額見込み 7,059 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 347 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。	営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数について、年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。 (参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 192 名 年度末の常勤職員数の見込み 188 名 (参考2) 人件費総額 平成31年度の人件費総額見込み 1,455 百万円 2 施設・設備に関する計画 施設・整備の内容 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備 予算額 0 百万円 財源 施設整備費補助金 (注) 金額については見込みである。				
--	---	--	--	--	--	--

		3 積立金処分に 関する事項 なし	3 積立金処分に 関する事項 なし				
--	--	-------------------------	-------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報